

長崎県立大学NAGASAKIセキュリティベース研究所規程

〔 令和5年4月1日
規程第15号 〕

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第11条第2項の規定に基づき、長崎県立大学NAGASAKIセキュリティベース研究所（以下「研究所」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（設置及び目的）

第2条 長崎県立大学が持つ人的、物的、知的資源や組織などを総合的に活用するとともに、学外の人材も積極的に受け入れて、情報セキュリティに関する教育研究の更なる向上及び地域産業の振興に寄与するため、研究所を設置する。

（業務）

第3条 研究所は、次に掲げる事項及び研究所の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 情報セキュリティに関する研究促進、共同研究、学术交流、産学連携、地域連携、リカレント教育、普及啓発等に関すること。
- (2) 事業計画の策定に関すること。
- (3) 研究所の管理運営等に関すること。

（組織）

第4条 研究所は、研究所長、副研究所長及び次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所長が指名した情報セキュリティ学科の教員
- (2) 研究所長が指名し学長が承認した学内の教員（客員教授、客員准教授を含む）
- (3) 研究所長が指名し学長が承認した客員研究員
- (4) 大学事務局企画広報課長
- (5) シーボルト校事務局総務企画課長
- (6) その他研究所長が必要と認め学長が承認した者

（研究所長）

第5条 研究所長は、研究所全般の業務及び運営を統括する。

2 研究所長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（副研究所長）

第6条 副研究所長は、研究所長の職を補佐する。

2 副研究所長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（会議）

第7条 会議は、研究所長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、研究所長、副研究所長、第4条第1号に定める者のうち研究所長が指名した者及び第4号から第6号に定める者をもって開催する。
- 3 会議は、前項に定める者の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第4条第2号及び第3号に定める者は、学長または研究所長の合意に基づき、会議に出席して参考意見を述べることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 研究所長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(知的財産)

第9条 研究所の構成員の研究に関する知的財産に関する管理・運用及び発明審査に関しては、長崎県立大学地域連携センター規程の定めるところによる。ただし、当該規程第11条第2項第4号に規定する「発明者が所属する学部の学部長」は「NAGASAKIセキュリティベース研究所長」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。